

第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託に係る審査実施要領

第1.選考方法

選考は、第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施する。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

第2.一次審査（60点満点）

審査は、委員会事務局（企画政策課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位5位を選定する。ただし、参加申込書の提出が5社を超えない場合は、すべての者を二次審査の対象とする。

①業務実績（10点満点）

評価項目		配点	評価の視点及び評価方法	
【様式3】 受注実績調書	総合計画の策定 に関する実績	10	過去10年以内における総合計画または総合戦略策定総合計画の策定に関する業務実績件数	1件につき1点 (最大10点)
計		10		

②業務体制・実務経験（10点満点）

評価項目		配点	評価の視点及び評価方法	
【様式5】 業務実施体制表	管理責任者	5	管理責任者または業務担当者として過去10年以内に従事した総合計画または総合戦略策定に関する業務実績件数	1件につき1点 (最大5点)
	業務担当者	5	業務担当者として過去10年以内に従事した総合計画または総合戦略策定に関する業務実績件数	1件につき1点 (最大5点)
計		10		

③価格点（40点満点）

評価項目		配点	評価の視点及び評価方法	
【任意様式】 見積書		40	見積価格（令和7年度と令和8年度の合計金額）について、右記の式により採点し、「【評価基準】」に当てはめたものとする。	見積価格／提案限度額 (小数点以下四捨五入) 【評価基準】 40点=60%以下 32点=61~70% 24点=71~80% 16点=81~90% 8点=91~100%
計		40		

【別紙2】

第3. 二次審査(140点満点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

対象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員(1人につき140点満点)がプレゼンテーションの各項目を審査

評価し、その平均点(小数点第3位を四捨五入)を二次審査の得点とする。

評価項目		配点	評価の視点
【様式】企画提案書	業務工程	10	仕様書を踏まえ、適切な業務工程及び作業スケジュールが設定されているか。
	調査及び分析の手法	20	基礎調査や現状分析に関して、効果的な実施方法が具体的かつ分かりやすく提案されているか。
	現行計画の検証	10	現行の総合計画、総合戦略のとりまとめや検証等、主要課題の整理や計画案の策定への活用方法が具体的に示されているか。
	市民参画の手法	20	アンケート調査や市政フォーラムなど、より多くの市民の意見を取り入れる方法など、市民参画の手法の効果的な提案がなされているか。
	計画書案の策定	40	分かりやすく市民に伝わる計画書案の本編・概要版の構成や体系、デザインについて、策定に携わった自治体の事例などを踏まえて具体的に提案されているか。
	独自提案	40	仕様書以外の項目についての提案が行われているか。
計		140	

【採点基準表】

評価	基準	採点基準
5	特に良い	配点×1.0
4	良い	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣る	配点×0.4
1	劣る	配点×0.2
0	評価対象外	0

【別紙2】

第4. 二次審査(プレゼンテーション)の内容

- ①審査日:令和7年5月23日(金)予定(別途連絡)
- ②場所:葛城市役所(別途連絡)
- ③出席者:1提案者4名以内
- ④実施時間:1提案者40分以内(提案20分、質疑応答20分)

※事前準備・片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

- ・「本実施要領第2(7)企画提案書の作成」にある内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。
(補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない。)

⑥プレゼンテーションの順番

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦その他

- ・モニター及びHDMIケーブルは市で準備するが、パソコン等必要な機器及びインターネット通信環境は、提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

第5. 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

- ・一次審査及び二次審査の合計点の満点(200点)の6割(120点)を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

- ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

- ・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点が同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。